その他告示

○農林水産省告示第千六百三十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年農林水産省告示第千八百三十二号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年十月二十九日

農林水産大臣　武部　新

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一・第二　（略）	第一・第二　（略）
第三　まいわし太平洋系群	第三　まいわし太平洋系群
一　（略）	一　（略）
二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）	二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）
法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
（単位：トン）	（単位：トン）
都道府県 / 都道府県別漁獲可能量 （略） / （略） 三重県 / 16,800 （略） / （略）	都道府県 / 都道府県別漁獲可能量 （略） / （略） 三重県 / 13,800 （略） / （略）
三　（略）	三　（略）
第四～第八　（略）	第四～第八　（略）

○国土交通省告示第千三百六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二十九日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中川（二）

二　砂防法第二条の土地の表示

兵庫県美方郡香美町小代区城山の区域内の土地のうち、次の一点から三十六点までを順次結んだ線及び一点と三十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°27′33.3959″	134°32′08.0199″
2	35°27′33.0884″	134°32′06.9367″
3	35°27′33.1599″	134°32′06.3715″
4	35°27′34.5851″	134°32′06.0122″
5	35°27′34.8864″	134°32′07.4932″
6	35°27′34.5550″	134°32′08.2607″
7	35°27′35.1082″	134°32′09.1367″
8	35°27′35.9528″	134°32′09.8023″
9	35°27′36.6645″	134°32′10.2675″
10	35°27′36.6342″	134°32′11.9141″
11	35°27′37.2099″	134°32′12.3500″
12	35°27′37.8323″	134°32′13.4905″
13	35°27′38.2763″	134°32′14.1863″
14	35°27′38.2558″	134°32′14.3504″
15	35°27′38.0925″	134°32′14.4613″
16	35°27′38.0049″	134°32′14.4417″
17	35°27′37.9334″	134°32′14.2746″
18	35°27′37.8943″	134°32′14.1513″
19	35°27′37.8513″	134°32′14.0551″
20	35°27′37.7147″	134°32′13.9141″
21	35°27′37.6211″	134°32′13.8717″
22	35°27′37.5727″	134°32′13.8553″
23	35°27′37.5395″	134°32′13.8545″
24	35°27′37.5233″	134°32′13.7224″
25	35°27′37.0684″	134°32′13.3787″
26	35°27′37.0455″	134°32′12.8540″
27	35°27′35.9563″	134°32′12.0871″
28	35°27′36.2720″	134°32′11.5377″
29	35°27′36.1930″	134°32′10.7244″
30	35°27′35.7630″	134°32′10.3190″
31	35°27′35.1907″	134°32′09.8712″
32	35°27′34.6067″	134°32′09.2532″
33	35°27′34.4488″	134°32′09.4146″
34	35°27′34.1978″	134°32′09.3412″
35	35°27′33.9591″	134°32′09.0646″
36	35°27′33.9463″	134°32′08.4660″

○国土交通省告示第千三百七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二十九日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

水船谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

福岡県久留米市田主丸町森部の区域内の土地のうち、次の一点から四点までを順次結んだ線、四点と五点を地徳森部Ｔ六号線で結んだ線、五点と六点を結んだ道路敷に沿って結んだ線、六点を令和八年国土交通省告示第千八百三十二号で定した土地の境界線に沿って結んだ線及び一点と一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33°19′38.5288″	130°43′10.9175″
2	33°19′39.3618″	130°43′11.1722″
3	33°19′39.6075″	130°43′11.1335″
4	33°19′40.0911″	130°43′10.8762″
5	33°19′40.2434″	130°43′11.1203″
6	33°19′40.0223″	130°43′11.2463″